

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、その規模と範囲、犠牲者の数において、まさに未曾有の自然災害であり、第二次世界大戦で焦土と化した国土の惨状に匹敵するありさまは、全世界を驚愕させた。

しかし、その後の震災被害や津波被害への対応、福島第一原子力発電所の冷却機能喪失による放射能汚染被害防止措置等の国家的緊急事態への対応において、国民の安全を守るための法律の不備が指摘されるに至った。

我が国の憲法は平時を想定したものとなっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃やテロ、大規模自然災害を想定した非常事態条項が明記されていない。

そこで、その不備を補足すべく、平成16年5月には民主、自民、公明3党が緊急事態基本法の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。

外国からの侵略やテロ、騒乱などの有事や、大きな自然災害、原子力発電所の臨界事故など、国家の独立と安全における危機や、国民の生命・財産が脅かされる重大で切迫した事態に対応するためには、緊急事態宣言を発動して政府と地方自治体が一体となり迅速かつ適切に対処する必要がある。

よって、国及び政府においては、このたびの事態を教訓とし、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の安心・安全を守るため、緊急事態基本法を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月21日

鳥取市議会議長 中西照典

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 様

法務大臣

外務大臣

防衛大臣